

【 注射 】

497 ホスホマイシンナトリウム【注射薬】（感冒性胃腸炎等）の算定について

《令和7年3月31日》

○ 取扱い

次の傷病名に対するホスホマイシンナトリウム【注射薬】（ホスミシンS静注用等）の算定は、原則として認められない。

- (1) 感冒性胃腸炎、感冒性腸炎
- (2) 急性胃腸炎、胃腸炎、急性腸炎、腸炎
- (3) 感染性胃腸炎、感染性腸炎（嘔吐症がある場合、食事摂取できない場合を除く。）
- (4) 細菌性赤痢
- (5) サルモネラ腸炎（腸チフス含む。）
- (6) 慢性咽頭炎
- (7) 慢性喉頭炎
- (8) 慢性扁桃炎

○ 取扱いを作成した根拠等

ホスミシンS静注用の添付文書の効能・効果は、「〈適応菌種〉ホスホマイシンに感性のブドウ球菌属、大腸菌、セラチア属、プロテウス属、モルガネラ・モルガニー、プロビデンシア・レットゲリ、綠膿菌、〈適応症〉敗血症、急性気管支炎、肺炎、肺膿瘍、膿胸、慢性呼吸器病変の二次感染、膀胱炎、腎盂腎炎、腹膜炎、バルトリン腺炎、子宮内感染、子宮付属器炎、子宮旁結合織炎」であり、効能・効果に関する注意に「「抗微生物薬適正使用の手引き」を参照し、抗菌薬投与の必要性を判断した上で、本剤の投与が適切と判断される場合に投与すること」と記載されている。

当該手引き（第三版）に「日本呼吸器学会、日本小児呼吸器学会・日本小児感染症学会及びA C P／C D Cの指針では、感冒はウイルスによって引き起こされる病態であることから、抗菌薬投与は推奨しないとされている。」と記載されており、ウイルスが原因である感冒性胃腸炎や感冒性腸炎に対する当該医薬品の投与は適応外使用と考えられる。また、急性胃腸炎、胃腸炎、急性腸炎、腸炎の傷病名での算定は、これらの原因が明確ではなく、適切ではない。くわえて、適応疾患にも該当していない。

感染性胃腸炎や感染性腸炎には細菌性のものもあるが、細菌性赤痢とサルモネラ腸炎も含め適応疾患には該当せず、慢性の咽頭炎、喉頭炎、扁桃炎も同様である。

以上のことから、上記傷病名に対する当該医薬品の算定は、原則として認められないと判断した。